

特区の動きについて

令和4年4月28日 特区担当(本部事務局)

1. **関西イノベーション国際戦略総合特区の状況** (平成 23 年 12 月指定)

令和3年度が第2期計画の最終年度であった総合特区計画について、

令和4年3月25日付けで国に第3期計画の認定を受けた。

- ○指定区域:京都府・大阪府・兵庫県・京都市・大阪市・神戸市の9地区
- ○新計画概要

1. 計画期間:令和4年度から令和8年度

2. 事業内容: 既認定プロジェクトの継続

3. 評価指標の変更

〈グリーン分野〉関西のリチウムイオン電池等新型蓄電池の輸出額

- → 関西のバッテリー・蓄電池関連企業の知財申請相談件数
- ⇒ 既認定事業の継続により、引き続き、事業者の設備投資に対する、 税制支援措置(法人税軽減)・金融支援措置(利子補給)の適用が可能。

○これまでの実績

・全国最多の51プロジェクト、103案件が認定済み。

◇規制緩和:特区内での規制緩和が実現した案件 2案件

[関空における薬監証明手続きの電子化等]

◇税政優遇:設備投資による法人税の軽減 54 案件

◇財政支援: PMDA-WEST 機能整備を支援等 <u>34 案件</u>

◇金融支援: 利子補給金制度の活用 13 案件

2. スーパーシティ型国家戦略特区の指定状況について

令和4年4月12日付けで、国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令が閣議決定され、構成府県市である大阪市がスーパーシティの区域に指定された。

○参考

• 内閣府HP:〈https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/kettei/r040412.html〉